

こどもたちを “いじめ”から 守りぬくために

【 いじめの定義 】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

〔「文部科学省 平成 24 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 25 年 5 月）」及び「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布）」より〕

いじめ発見のための観察ポイント(教員用)

※ 危険信号を見逃さず、サインが見えたら早期に、学校全体で組織的に対応しましょう。

朝の会・帰りの会 (ホームルーム)	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えてきている <input type="checkbox"/> 顔色・活気など、普段と様子が異なる <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い <input type="checkbox"/> イライラしたり、物にあたったりする
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている <input type="checkbox"/> 席が替わっている
授 業 中	<input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする <input type="checkbox"/> 子どもたちの中から何度も特定の子どもの名前があがる <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである <input type="checkbox"/> 配布物がきちんと配られない <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる <input type="checkbox"/> 発言するとクラスがしらけた雰囲気になる <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに落書きされる
休 み 時 間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁にやってくる <input type="checkbox"/> 先生の近くにすることが多い <input type="checkbox"/> 特定の子どもを避ける動きが見られる <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている <input type="checkbox"/> 特定の子どもを囲むように子どもたちが集まる <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされている <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられている <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の子どもに対して集中して向けられる <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出てこない
昼食(給食)時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 望まないおかずを無理に盛られていたりする <input type="checkbox"/> 好きなものを他人に譲らされている <input type="checkbox"/> グループから外れて、一人で食べている <input type="checkbox"/> 他人のジュース等を買に行かされている
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 全員で公平に分担してできていない <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされている <input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされている
放課後(部活動)	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰るようになった <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている <input type="checkbox"/> 他の子の分まで荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 部活動の片付けを一人でやらされている <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる
そ の 他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲傷がある <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写が見られる <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘などを隠されたりする <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に落書きされる <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられている

いじめを起こさないための日常の取組

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめの児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守りぬくという姿勢を日頃から示すことが重要である。

いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるうえでは、児童生徒一人一人を大切にしている教職員の意識や日常的な態度が重要である。特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力をもつことを十分認識し、各学校においては、次の各項目に留意しつつ日常の取組を推進することが大切である。

指導体制

- いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、対応方針や指導計画を明示するとともに、校長を中心に一致協力体制を確立する。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての校内研修を計画的に実施し、教職員間の共通理解を図り、資質の向上に努める。
- いじめ問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立する。
- 指導上の配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際しては、教員間での適切な引継ぎを行う。
- いじめ問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて、全教職員により取組の改善に努める。

教育・指導

- お互いに思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等、道徳教育の充実に努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- 道徳や学級(ホームルーム)活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- 学級活動や児童・生徒会活動などにおいて、児童生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- 児童生徒に生活体験を積み重ね、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進する。
- 児童生徒の日常の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

家庭・地域社会との連携

- 学校のいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努め、家庭や地域社会を連携していじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察との円滑な連携や情報の共有を図る。
- PTA や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

いじめを早期に発見するための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを十分に認識するとともに、日頃から、児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めなければならない。また、スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備することが大切である。各学校においては、次の各項目に留意しつつ、早期発見に向けた取組を推進しなければならない。

学校における教職員の取組

- 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、児童生徒等が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をするよう働きかける。
- 学校において、いじめ問題の解決に主導的な役割を担う「校内いじめ問題対策委員会（生徒指導委員会等）」等を設置し、管理職を中心として組織的に対応する。
- 学校の実情に合わせ、「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- 全児童生徒を対象とした、いじめ発見のための「アンケート調査」を定期的（6月、9月、12月等）に実施することに加え、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」等の記述から、児童生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「校内いじめ問題対策委員会」等において組織的に判断する。
- いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特にけが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- 児童生徒に絶えず声かけを行い、児童生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- 児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

- 教員と児童生徒及び保護者、さらには児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- 児童生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、学校が保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- 児童生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）

～ お子様に関心になる言動はありませんか ～

いじめが見えにくいのは、子どもが、親に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白したためによけいにひどくなるなどと考えたりするため、事実を訴えることが少なく、必死に隠そうとすることが多いためです。しかし、いじめられている子どもたちの言動には、何かしらの変化が現れます。子どもの状態をよく観察していれば、いじめられている子どもの兆候を見つけることが可能です。日常のちょっとした変化に気付けるかどうか、発見のきっかけになります。

次の観察ポイントを参考に、子どもの日常を丁寧に見てあげてください。

- ※ サインを見落とさず、気になることがあれば、担任の先生に相談しましょう。
- ※ 早期に発見し、学校と協力して早期に対応することで、早期解決が可能です。
- ※ スクールカウンセラーや学校以外の機関にも相談することができます。

（「主ないじめ相談機関」参照）

第一段階

すこし気を付けて観察しましょう

- 「ってきます」「ただいま」の声に元気がない
- 弟、妹やペットに乱暴な態度をとる
- 親への反発が強くなる
- 食欲がなく、寝言などでうなされることがある
- 勉強に身が入っていないように見える
- 帰宅時に衣服が汚れていたり、破れていたりする
- 最近、よく物をなくす
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」など、具体的に答えない
- メールやブログ等を今まで以上に気にしはじめる
- 友だちから呼び出されるようになる
- 頭痛、腹痛を訴え登校をしぶるようになる
- 学校のノートや教科書を見せたがらない（教科書への落書き、破れ）
- 親の前で宿題をやらうとしない（プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事にこないでほしいと言う
- すぐに自分の非を認め、謝るようになる（隠したいことを詮索されたくない）
- 学校からの通知、連絡帳などを見せなくなる
- ぼーっと放心状態でいることがよくある
- 何もしていない時間が多い
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる
- 無理に明るく振る舞っているように見える

第二段階

いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「ってきます」「ただいま」を言わなくなる
- 気分の浮き沈みが激しくなる
- 弟、妹にあたるが増える
- 理由もなくイライラしている
- 食欲がなくなり、家族と一緒に食事をしなくなる
- 成績やテスト結果が急に下がる
- 制服や衣服の汚れが著しい
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る
- メールやブログ等、携帯電話を見ようとしなくなる
- 携帯電話を家族に触れさせないようになる
- イタズラ電話がよくかかってくるようになる
- ちょっとした音に敏感になる
- 友人からの電話に「どきっ」とした様子を見せる
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる
- 学校や友だちの話題を避けるようになる
- 持ち物（教科書、筆箱等）への落書きがある
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下、痩せ等の身体症状が見られる
- 登校をしぶる
- 身体を見せたがらない
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にしている

第三段階

学校と連絡を取り合って対応しましょう

- 急に誰かを罵ったりする
- かばんの中に「死ね」、「バカ」などの手紙や紙きれがある
- 身体（見えない部分）に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする
- 身体にマジックによるいたずら書きがある
- 急に友だち関係が変わる
- 友だちから頻繁に呼び出される
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す
- 学校を転校したいとか、やめたいと言い出す
- 金遣いが荒くなったり、親の金を持ち出したりするようになる
- 以前では考えられないような非行行動が見られる（万引き等）
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある
- 日記等に「死」をほのめかすような文言が見られる

いじめ問題解決に向けた学校の組織的な対応手順(例)

いじめを起こさないための日常の取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめの情報、いじめと思われる状況の発見

○養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、複数の教員で情報収集(けが等にも留意)にあたる

管理職等への報告・連絡、事実確認等の対応の決定

- いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う
- いじめの認知は、管理職、生徒指導主事、人権教育主事、学年主任、学級担任等が連携して行うこととし、一人で判断しない

「校内いじめ問題対策委員会」等において必要な調査の実施と方針の決定

- 対策委員会等の方針を受け、職員会議等で全教職員の共通理解を図る
- 加害者、被害者に対する具体的な対応を検討し、保護者との連携・協力を図る
- 学級担任一人に任せることなく、組織として役割分担の明確化を図る

報告

連携

いじめられた児童生徒、保護者への支援

- いじめられた児童生徒を徹底して全力で守りぬく
- いじめられた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる
- 複数教員による家庭訪問を行う
- 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する
- 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する
- スクールカウンセラーの配置等、専門家による継続的な心のケアに取り組む

いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す
- いじめられた児童生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる
- いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める
- 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる
- 児童生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める

教育委員会等への報告と連携

- 市町村教育委員会（県立学校は県教育委員会）への報告と連携
 - ・いじめられた児童生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置を活用
- 県教育委員会への報告と支援の要請〔事務局：学校政策課生徒指導担当〕
 - ・いじめ問題等対策企画員室(県の関係部局によって構成される連携組織)への報告
 - ・阿波っ子スクールサポートチーム会議(県教育委員会、県警察少年サポートセンターを中心とした関係機関による支援)の開催依頼
 - ・学校問題解決支援チーム(医師、臨床心理士、社会福祉士等の専門家による助言・指導)の派遣要請

関係機関への相談・通報

- 警察、こども女性相談センター(児童相談所)、法務局等、関係機関と連携し、適切な対応を図る
 - ・恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る
 - ・生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する
 - ・ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める

継続指導

指導の見直し

いじめの解決

※ いじめの問題に対する取組について、定期的な点検・評価を行い、改善に努める。

主ないじめ相談機関

徳島県教育委員会学校政策課	088-621-3138 088-621-3143
徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 〔メール相談〕 tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp	088-672-5200
徳島県中央こども女性相談センター	088-622-2205
徳島県南部こども女性相談センター	0884-22-7130
徳島県西部こども女性相談センター	0883-53-3110
徳島県警察本部少年サポートセンター ヤングテレホン いじめホットライン（24時間）	088-625-8900 088-623-7324
子どもの人権110番（徳島地方法務局）	0120-007-110
24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310
子ども何でもダイヤル	088-635-0303
18さいまでの子どもがかける電話 チャイルドライン	0120-99-7777 （月～土 16時～21時）

徳島県教育委員会
健全な成長をめざす生徒指導の在り方検討委員会
プロジェクトチーム